

# 有明海再生の権利を金に換える気はない

【佐賀新聞・1月23日】「国営諫早湾干拓事業の開門をめぐる一連の訴訟で、開門派の漁業者ら、開門反対派の干拓業者ら、国の3者が顔をそろえた初めての和解協議が22日、長崎地裁で開かれた。松葉佐隆之裁判長が示した開門しない形での和解勧告に対し、国と営業者側は勧告に沿って対応する姿勢を示したが、漁業者側は白紙撤回を求めた。地裁は次回協議の3月1日までに再考を検討するという。

漁業者側は次回までに地裁が「開門しない」前提を変更しなければ、決裂して判決を求める姿勢を見せており、協議の進展は予断を許さない。

和解協議は、干拓業者らが開門差し止めを求めた訴訟の中で実現した。地裁が18日に示した勧告は、開門しない代わりに国が漁場環境の改善策を講じ、現在支払い続けている漁業者側への制裁金にさらに解決金を上乗せする内容だった。協議は非公開で、松葉佐裁判長が3者から別々に意見を聞いた。予定を2時間以上超えた協議の終了後、開門派の馬奈木昭雄弁護士団長は「福岡高裁の確定判決で得た」開門の権利、有明海再生の権利を金に換える気はない。勧告は営業者側にとっては勝訴判決で、何も譲歩を求めている。これを和解とは言わない」と批判した。その上で「勧告に沿って『開門に代わる有明海再生事業は可能か』を議論しても構わないが、『開門に伴う農業被害は対策工事で防げないの

か』についても協議すべき。結果、防げないなら開門しなくてもいい。最初に開門の是非に結論を示すべきではない」と提案した。裁判長は「検討し、あらためて見解を示す」と述べたという。

営業者側の山下俊夫弁護士団長は会見で、地裁に勧告を受け入れると伝えたと話し、裁判長から「今の勧告内容を基本方針として協議を進めたい」と言われたことを明かした。漁業者側と裁判長の発言をめぐり食い違いをみせている。

国側は農林水産省農村振興局の末松広行局長が会見し、「勧告を重く受け止め、書いてある内容について誠実に検討する」と話した。その上で、「開門する」方向での検討は「求められている認識はない」とした。

## 和解勧告に対する弁護士声明

昨日、長崎地方裁判所から和解勧告が出されました。勧告された和解の内容は、開門することなく、国が、開門に代わる再生事業を充実させ、漁民に対し、支払い済みの間接強制金に上乗せした解決金を支払うというものです。

わたしたちは、このような和解勧告は到底受け入れることができません。そもそも、わたしたちが開門にこだわり続けてきたのは、開門が有明海再生と漁業被害救済の最後の希望だからでした。

裁判所が和解勧告した開門に代わる国の再生事業は、すでに2004年5月の農

最も妥当であると考えたからです。

水大臣発表以来11年以上の歴史があります。この間、農水省関連だけで430億円を越える巨額の公費が投入されていいます。それにもかかわらず、有明海の漁場環境はいつこうに改善せず、むしろ漁業被害が累積するなか、漁民の窮状は極限にまで達しています。また、漁業被害の一因となっている調整池からの汚染水の排水については、1997年の潮受堤防閉切による調整池の出現以来、今日まで18年以上にわたって排出される調整池の水についての水質保全対策が取り組まれたにもかかわらず、水質改善の展望は全くない状況です。開門に代わる再生事業や調整池の水質保全対策に有明海再生と漁業被害救済の展望を見いだせないことは、すでに歴史的事実となっています。今回の和解勧告は、こうした歴史的事実に目を閉ざしており、有明海再生に対する有明海漁民の悲願に対して極めて冷淡であると言わざるを得ません。また、わたしたちが、開門を求め続けているのは、祖先から受け継いできた宝の海を再生し、持続させ、将来の世代に手渡したいからであって、お金欲しさからではありません。しかも、確定判決によって開門請求権を認められた漁民は、他の漁民の支援をうけながら、有明海漁民を代表して、これまで間接強制金など必要な権利行使をしてきました。和解勧告は、そうした漁民の想いに真っ向から反しています。

今回、わたしたちは、裁判所が熱心に和解協議を勧めていることに対して、大きな期待をよせていました。それは、諫早湾干拓事業をめぐる紛争による地域対立と漁業被害があまりにも長期に及んでいるなか、裁判所という公平な第三者を介しての円満な話し合いによって解決することが

和解協議の課題は、開門を求める漁民と開門に反対する干拓地や後背地の人々との利害調整です。具体的には、干拓事業と開門に反対した漁業被害と、開門に伴う被害発生のおそれの両者を解消するような調整が可能か否かということです。わたしたちは、開門による被害発生のおそれ、どのような対策を講じようとも絶対に避けられないという前提に立っていない以上、そうした調整は可能と主張してききました。昨年11月の開門禁止仮処分保全異議決定は開門にともなう被害発生のおそれは部分的なものであると認定しています。しかも、そうした被害発生のおそれは対策工事の不十分性によるものであると認定しており、どのような対策工事を講じようとも絶対に避けられないなどという前提には立っていません。調整は工夫次第で十分可能です。そうした調整を踏まえ、今回の紛争を招いた国に対して、しかるべき対応策をとらせれば、円満な和解は可能になります。それにもかかわらず、今回の和解勧告は、両者の調整を模索する円満な協議の道を選択せず、かえって、その道を閉ざすものです。しかも、干拓事業の被害に苦しむ漁民にだけ、長期の戦いによってようやく獲得した確定判決上の開門請求権を放棄させ、一方的な譲歩を求めるものとなっております。逆に、開門による被害のおそれ主張する人々に対しては、開門への道を閉ざすことによって早期かつ全面的勝訴の利益をもたらすものとなっております。このような不公平かつ非合理的な和解勧告は、到底、和解の名に値するものとは言えません。